

【新旧対照表】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成 24 年 3 月 30 日付け社援発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知)

(下線部分は改正部分)

| 改正後                                                                                                                                                   | 現行                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社援発 0330 第 5 号<br>平成 24 年 3 月 30 日<br><u>(最終改正 : 平成 30 年 3 月 30 日)</u>                                                                                | 社援発 0330 第 5 号<br>平成 24 年 3 月 30 日<br><u>(最終改正 : 平成 26 年 3 月 28 日)</u>                                                                                |
| 都道府県知事<br>各 指定都市市長 殿<br>中核市市長                                                                                                                         | 都道府県知事<br>各 指定都市市長 殿<br>中核市市長                                                                                                                         |
| 厚生労働省社会・援護局長                                                                                                                                          | 厚生労働省社会・援護局長                                                                                                                                          |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<br>地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の<br>資産要件等について（通知）                                                                | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<br>地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の<br>資産要件等について（通知）                                                                |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところです。 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところです。 |
| 地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。                           | 地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。                           |
| 一方、社会福祉法人(以下「法人」という。)の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分發揮する必要があります。                                | 一方、社会福祉法人(以下「法人」という。)の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分發揮する必要があります。                                |
| このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活                                                                                                               | このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活                                                                                                               |

用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人格を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものです。

また、本通知の施行をもって、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について(平成 12 年 12 月 1 日障第 891 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社援第 2619 号厚生省社会援護局長通知連名通知)」は廃止するものです。

#### 記

1 (略)

2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

(1) 1 に掲げる要件を満たす者として設立された法人には、地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとすること。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。）
- ③ 移動支援事業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。

(2) (略)

3、4 (略)

用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人格を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものです。

また、本通知の施行をもって、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について(平成 12 年 12 月 1 日障第 891 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社援第 2619 号厚生省社会援護局長通知連名通知)」は廃止するものです。

#### 記

1 (略)

2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

(1) 1 に掲げる要件を満たす者として設立された法人には、地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとすること。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）
- ③ 移動支援事業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。

(2) (略)

3、4 (略)